

表 1-18 採用前、採用後別の常用雇用身体障害者の職業

(単位：%)

順番	採用前		採用後	
	職業	構成比	職業	構成比
1	その他の労務の職業	32.7	その他の労務の職業	33.1
2	その他の事務的職員	24.3	その他の事務的職員	32.1
3	その他の専門的、技術的職業	18.6	一般事務員	16.8
4	一般事務員	15.8	その他の管理的職業	13.2
5	保健医療の職業	14.8	その他の専門的、技術的職業	10.5

(10) 短時間雇用労働身体障害者の雇用状況

イ 障害の種類別

平成6年4月より、短時間労働者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）である身体障害者である重度障害者についても、障害者雇用率算定の対象となったところである。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者は、1万1千人、週所定労働時間が20時間未満の者は2千人であった。

表 1-19 障害の種類別短時間雇用労働身体障害者の雇用状況

(単位：千人、%)

短時間労働者	全 体	視覚障害	聴言障害	肢体不自由	内部障害	重複障害
週 20 時間以上 30 未満	11 千人 100.0%	0.6	32.2	32.5	31.7	2.9
週 20 時間未満の者	2 千人 100.0%	16.0	26.9	41.8	10.8	4.0

注 短時間労働者とは週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者である。

ロ 短時間労働者の賃金・労働時間

短時間労働者の賃金、労働時間をみると週所定労働時間が20時間から30時間のグループの平成10年9月の平均給与は10万4千円、平均実労働時間は104時間であった。

表 1-20 短時間雇用労働身体障害者の賃金、労働時間

(単位：千円、時間)

	全 体	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上
きまって支給する給与	109	139	106	105	116	113
実労働時間	104	139	97	114	97	109